

# 福岡県公報

平成二十一年六月二十九日  
第二千九百八十四号  
増刊 ①

## 目次

条 例(第三十三号・第四十六号)

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)……………三

福岡県税条例の一部を改正する条例

(税務課)……………三

福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例

(健康増進課)……………六

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(保健衛生課)……………七

福岡県介護基盤緊急整備基金条例

(高齢者支援課)……………七

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(介護保険課)……………八

福岡県介護職員処遇改善等基金条例

(介護保険課)……………八

福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

(障害者福祉課)……………九

福岡県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

(畜産課)……………九

福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例

(林業振興課)……………九

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市総務課)……………一〇

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(下水道課)……………一三

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)……………一三

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部運転免許試験課)……………一三

## 公布された条例のあらまし

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 地方自治法の規定により、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に係る知事の権限に属する事務の一部を新たに久留米市が処理すること等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十一年十月一日から施行することとした。ただし、別表一六の項の改正規定は平成二十一年七月一日から、別表四四の項の改正規定は公布の日から施行することとした。

福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、個人県民税における新たな住宅借入金等特別税額控除を創設するほか、所要の規定の整備を行うとともに、個人県民税における寄付金税額控除の適用対象として新たに寄附金を定め、自動車税における放送宣伝車等の税率の見直しを行うこととした。

2 この条例は、平成二十二年一月一日から施行することとした。ただし、附則第 一条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。

福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例

(保健医療介護部健康増進課)

1 相談体制の整備及び人材の養成等を緊急に実施することにより、地域における自殺対策の強化を図るため、福岡県地域自殺対策緊急強化基金を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失うこととした。

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部保健衛生課)

1 北九州市動物の愛護及び管理に関する条例の制定に伴い、北九州市の区域においては、福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の規定を適用しないこととした。

- 2 一 この条例は、平成二十一年七月一日から施行することとした。
  - 二 所要の経過措置を設けることとした。
- 福岡県介護基盤緊急整備基金条例

- 1 高齢者が安心して地域で生活できる介護基盤の整備を緊急に行うため、福岡県介護基盤緊急整備基金を設置することとした。
- (保健医療介護部高齢者支援課)

- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十四年九月三十日限り、その効力を失うこととした。
- 福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部介護保険課)

- 1 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令の制定に伴い、介護サービス情報調査手数料の額を改定するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県介護職員処遇改善等基金条例

(保健医療介護部介護保険課)

- 1 介護職員の処遇改善に取り組む事業者への助成及び介護施設の開設等に対する支援等を行うため、福岡県介護職員処遇改善等基金を設置することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十四年九月三十日限り、その効力を失うこととした。

福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

(福祉労働部障害者福祉課)

- 1 地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を設置することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失うこととした。

福岡県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

- 1 福岡県中央家畜保健衛生所の位置を変更することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- (農林水産部畜産課)

- 2 この条例は、平成二十一年十月一日から施行することとした。
- 福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例

(農林水産部林業振興課)

- 1 地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中で、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図るため、福岡県森林整備加速化・林業再生基金を設置することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失うこととした。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の制定に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料等について定めるとともに、所得税法等の一部を改正する法律の制定による租税特別措置法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(建築都市部下水道課)

- 1 宝満川上流流域下水道において、平成二十一年十月に太宰府市が供用開始するため、同市を処理区域に定めることとした。

- 2 この条例は、平成二十一年十月一日から施行することとした。
- 福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

- 1 警察法施行令の一部が改正され警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準が改められたことにより、被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事務を総務部の分掌事務とすることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。  
福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部運転免許試験課)

1 運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。  
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十三号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表一六の項市町村の欄中「北九州市(イからノまでに掲げる事務を除く。 ) 大牟田市」を「大牟田市」に改め、同表一七の項市町村の欄中「大牟田市」を「大牟田市久留米市」に改め、同表四四の項事務の欄イ中「第三十一条の第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」を「第三十一条の第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同欄口中「第三十一条の第二項第十六号二、第六十二条の三第四項第十六号二」を「第三十一条の第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」に改める。

附 則

この条例中別表一六の項の改正規定は平成二十一年七月一日から、同表一七の項の改正規定は平成二十一年十月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

福岡県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十四号

福岡県条例の一部を改正する条例

福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。  
第二十条の五の三第一項に次の一号を加える。

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、次に掲げるもの(前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。 )

イ 所得税法第七十八条第二項第二号に掲げる寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの

ロ 所得税法第七十八条第二項第三号に掲げる寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対するもの

ハ 所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、知事又は教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したものの

ニ 租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされる支出金のうち、県内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人に対するもの  
ホ 前各号に掲げるもののほか、県民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるもの

第二十条の三十五の五第一項中、「協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に改める。

第二十条の三十五の六の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改め、同条第一項中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号」を「第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条及び次条において「農地保有合理化法人等」という。 )が、同法第四条第二項第一号」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第二項中「前項の農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「より同項」を「より前項」に改める。

第二十条の三十五の七第二項中「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「当該農地保有合理化法人」を「

当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第三項中「前項の農地保有合理化法人が同項」を「農地保有合理化法人等が前項」に改める。

第二十条の三十五の九第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

第五十条第一項第三号イ(1)中「放送宣伝車、キャンピング車又はこれらに類する自動車」を「キャンピング車」に改め、同号イ(7)中「テレビ中継車」の下に、「放送宣伝車」を加え、同号ロ(1)中「放送宣伝車、キャンピング車又はこれらに類する自動車」を「キャンピング車」に改め、同号ロ(7)中「テレビ中継車」の下に、「放送宣伝車」を加え、同条第三項中「放送宣伝車、キャンピング車若しくはこれらに類する自動車」を「キャンピング車」に改める。

付則第五条の三の次に次の一条を加える。

第五条の三の二 平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の法第三十五条及び法第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規

定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額）

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

一 前項の規定の適用を受けようとする年度分の法第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）

二 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において法第三百七十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から法第四十五条の二第一項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

3 第一項の規定の適用がある場合における法第三十七条の三及び法第三十七条の四の規定の適用については、法第三十七条の三中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五条の四の二第一項」と、法第三十七条の四中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四の二第一項」とする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令で定めるところによる。

付則第六条第二項中「付則第五条の三」の下に、「付則第五条の三の二第一項」を加え、同項第二号中「付則第五条の三」の下に、「付則第五条の三の二第一項」を加える。

付則第八条第六項中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号」を「第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が、同法第四条第二項第一号」に、「平成十年度」を「平成二十一年度」に、「平成十年四月一日」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三号）の施行の日から」に改め、同条第二十二項を次のように改める。

22 農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号イに規定する農地所有者代理事業により農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得（第二項の規定の適用を受ける土地の取得を除く。）に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあつては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令で定めるところにより、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれが多い額）を価格から控除する。

付則第八条第二十六項中「第八条第一項」を「第八条第二項第一号」に、「農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域」を「農用地区域」に、「農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第三項」を「農地法第三十五条第二項」に、「第二十七条の四第二項」を「第三十六条第二項」に、「当該取得が」を「当該取得が農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三号）の施行の日から」に改める。

付則第八条の五第三項中「付則第八条第二項」の下に「若しくは第二十二項」を加える。

付則第八条の六中「付則第八条第二項」の下に「若しくは第二十二項」を加える。

付則第八条の七中「の農地保有合理化法人」を「に規定する農地保有合理化法人等」に、「平成元年度」を「平成二十一年度」に、「平成元年四月一日」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三号）の施行の日」に改める。

付則第九条第一項中「第十六項及び第二十項」を「から第十七項まで、第二十一項

及び第二十二項」に改め、同条第二項中「第十七項、第十八項、第二十二項から第二十五項まで、第二十六項第二号及び第二十九項、第七十条の七第一項及び第二項」を「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十条の八第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「第十六項第二号又は第十八項」を「第十七項第二号、第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」に、「同条第二十四項若しくは第二十五項」を「同条第二十九項若しくは第三十項」に改める。

付則第十条の三第三項第四号中「付則第五条の三」の下に「付則第五条の三の二第一項」を加え、「第二十号の五の三前段」を「第二十号の五の三中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に、「及び付則第五条の三」を「付則第五条の三及び付則第五条の三の二第一項」に改め、同条第四項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

付則第十一条第一項中「第三十五条第一項」の下に「第三十五条の二第一項」を加え、同条第三項中「付則第五条の三」の下に「付則第五条の三の二第一項」を加え、「及び付則第五条の三」を「付則第五条の三及び付則第五条の三の二第一項」に改める。

付則第十一条の二第二項中「平成二十一年度」を「平成二十六年」に改め、同条第二項中「平成二十一年度」を「平成二十六年」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第三項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改め、同条第四項中「第十五号」を「第十四号」に、「同項第十六号」を「同項第十五号」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第六項中「第十七号」を「第十六号」に改める。

付則第十二条の二二中「第十七号」を「第十六号」に改める。

付則第十二条第四項中「付則第五条の三」の下に「付則第五条の三の二第一項」を加え、「及び付則第五条の三」を「付則第五条の三及び付則第五条の三の二第一項」に改める。

付則第十二条の二第二項中「第三十七条の十第四項」を「第四条の四第三項、第三十七條の十第四項」に改める。

付則第十二条の二の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第一項中「とていう。」の下に「又は同項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」といふ。）を、当該特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加え、「当該特定株式」を「当該特定管理株式又は特定保有株式」に改める。

付則第十二条の二の五第二項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改める。

付則第十二条の三第一項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第二項第二号中「及び付則第五条の三」を「付則第五条の三及び付則第五条の三の二第一項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十条の五の三第一項に一号を加える改正規定、第五十条第一項第三号及び第三項の改正規定、付則第十一条第一項、第十一条の二、第十一条の二及び第十二条の二第二項の改正規定並びに附則第二条及び第四条の規定 平成二十二年四月一日
- 二 付則第十二条の三第一項の改正規定 平成二十三年一月一日
- 三 第二十条の三十五の六、第二十条の三十五の七第二項及び第三項並びに第二十条の三十五の九第一項の改正規定、付則第八条第六項、第二十二項及び第二十六項、第八条の五第三項並びに第八条の六から第九条までの改正規定並びに附則第三条の規定 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 改正後の福岡県税条例（以下「新条例」といふ。）第二十条の五の三第一項第三号の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支出する新条例第二十条の五の三第一項第三号に掲げる寄附金について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」といふ。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第四条 新条例第五十条第一項第三号及び第三項の規定については、平成二十二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十五号

福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例

(設置)

第一条 相談体制の整備及び人材の養成等を緊急に実施することにより、地域における自殺対策の強化を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県地域自殺対策緊急強化基金（以下「基金」といふ。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十六号

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和五十三年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「福岡市」を「北九州市及び福岡市」に、「北九州市及び大牟田市」を「大牟田市」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

福岡県介護基盤緊急整備基金条例をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十七号

福岡県介護基盤緊急整備基金条例

(設置)

第一条 高齢者が安心して地域で生活できる介護基盤の整備を緊急に行うため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県介護基盤緊急整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

- 2 この条例は、平成二十四年九月三十日限り、その効力を失う。
- 3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十八号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第百十五條の三十第一項」を「第百十五條の三十六第一項」に改め、同条第三項中「第百十五條の三十六第一項」を「第百十五條の四十二第一項」に改める。

別表一六九の七の項中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同表一七〇の項中「第百十五條の二十九第二項」を「第百十五條の三十五第二項」に、「三一、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に改め、同表一七〇の二の項中「第百十五條の二十九第三項」を「第百十五條の三十五第三項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に定められた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七條の二第一項に規定する計画に従って行われた報告に係る介護サービス情報調査手数料については、なお従前の例による。

福岡県介護職員処遇改善等基金条例をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十九号

福岡県介護職員処遇改善等基金条例

（設置）

第一条 介護職員の処遇改善に取り組む事業者への助成及び介護施設の開設等に対する支援等を行うため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県介護職員処遇改善等基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効等）

2 この条例は、平成二十四年九月三十日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予



算に計上して、国庫に納付するものとする。

福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十号

福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

(設置)

第一条 地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に感じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

福岡県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十一号

福岡県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

福岡県家畜保健衛生所条例(昭和二十九年福岡県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表福岡県中央家畜保健衛生所の項中「福岡市博多区」を「福岡市東区」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十二号

福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例

(設置)

第一条 地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中で、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図るため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県森林整備加速化・林業再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図るための事業に要する経費に充てるほか、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

福岡県条例第四十三号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表五二の項中「第三十一条の第二項第十五号八若しくは第六十二条の第三項第十五号八」を「第三十一条の第二項第十四号八若しくは第六十二条の第三項第十四号八」に改め、同表五三の項中「第三十一条の第二項第十六号二若しくは第六十二条の第三項第十六号二」を「第三十一条の第二項第十五号二若しくは第六十二条の第三項第十五号二」に改める。

別表七四の項の次に次のように加える。

<p>七五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)以下この表において「法」という。(第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>一 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの(当該部分の床面積の合計が五十平方メートル以下のもを除く。))に限る。次項において同じ。(の場合(第三号の場合を除く。)) 一件につき 五二、〇〇〇円 (適合証(長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号(法第八条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))に掲げる基準に適合していることを登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定するものをいう。))が証明し</p>	<p>申請のとき</p>
---	---------------------------	---	--------------

た書類をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提出があるときは、七、〇〇〇円)

二 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。次項において同じ。)の場合(次号の場合を除く。)

次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額を認定の申請に係る住戸の数で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

イ 五百平方メートル以内

一件につき  
一、二四、〇〇〇円  
(適合証の提出があるときは、一四、〇〇〇円)

ロ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内

一件につき  
一九九、〇〇〇円  
(適合証の提出があるときは、二五、〇〇〇円)

ハ 千平方メートルを超え、三千平方メートル以内

一件につき  
三九三、〇〇〇円  
(適合証の提出があるときは、三六、〇〇〇円)

二 三千平方メートルを超え、五千平方メートル以内

一件につき  
七〇五、〇〇〇円  
(適合証の提出があるときは、六七、〇〇〇円)

ホ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内

一件につき  
一、二二六、〇〇〇円  
(適合証の提出があるときは、一一五、〇〇〇円)

ヘ 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内

一件につき  
二、二四三、〇〇〇円  
(適合証の提出があるときは、一九〇、〇〇〇円)

ト 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内

一件につき  
三、二〇四、〇〇〇円  
(適合証の提出があるときは、二三四、〇〇〇円)

チ 三万平方メートルを超えるとき

一件につき  
三、九二六、〇〇〇円  
(適合証の提出があるときは、二五〇、〇〇〇円)

<p>七六 法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項の規定の適用を受けるものを除く。）</p>	
<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	
<p>一 一戸建ての住宅の場合（第三号の場合を除く。） 一件につき 一六、〇〇〇円 （適合証の提出があるときは、三、五〇〇円） 二 共同住宅等の場合（次号の場合を除く。） 当該変更の認定の申請を前項の認定の申請と、当該変更の認定の申請に係る建築物の床面積の増加に係る部分の床面積とその他の変更に係る部分の床面積の二分の一の面積とを合算した面積を同項の認定の申請に係る建築物の床面積の合計と、当該変更の認定の申請に係る住戸の数を同項の認定の申請に係る住戸の数とそれぞれみなして</p>	<p>三 法第六条第二項の規定による申出がある場合 前二号の規定による金額に五の項及び六の項の規定による金額を加算した金額。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかわらず、これらの号の規定による金額に百分の百五を乗じて得た金額とする。</p> <p>申請のとき</p>

<p>別表備考二の2中「部分の床面積の二六分の一（床面積が増加する場合にあつては、これに当該増加する部分の床面積を加算した床面積）」を「建築物の床面積の増加に係る部分の床面積とその他の変更に係る部分の床面積の二分の一の面積とを合算した面積」に改める。</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="478 1137 654 1478"> <p>七八 法第十条の規定による地位の承継の承認の申請に対する審査</p> </td> <td data-bbox="654 1137 861 1478"> <p>七七 法第九条第一項の規定により譲受人を決定した場合における法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1478 654 1657"> <p>長期優良住宅建築等計画における認定計画実施者の地位の承継承認申請手数料</p> </td> <td data-bbox="654 1478 861 1657"> <p>長期優良住宅建築等計画の譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1657 654 1926"> <p>一件につき 三、〇〇〇円</p> </td> <td data-bbox="654 1657 861 1926"> <p>一件につき 三、〇〇〇円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1926 654 2094"> <p>申請のとき</p> </td> <td data-bbox="654 1926 861 2094"> <p>申請のとき</p> </td> </tr> </table>	<p>七八 法第十条の規定による地位の承継の承認の申請に対する審査</p>	<p>七七 法第九条第一項の規定により譲受人を決定した場合における法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画における認定計画実施者の地位の承継承認申請手数料</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料</p>	<p>一件につき 三、〇〇〇円</p>	<p>一件につき 三、〇〇〇円</p>	<p>申請のとき</p>	<p>申請のとき</p>	<p>同項第二号の規定を適用して得た金額 三 法第八条第二項において準用する法第六条第二項の規定による申出がある場合 前二号の規定による金額に五の項及び六の項の規定による金額を加算した金額。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかわらず、これらの号の規定による金額に百分の百五を乗じて得た金額とする。</p>
<p>七八 法第十条の規定による地位の承継の承認の申請に対する審査</p>	<p>七七 法第九条第一項の規定により譲受人を決定した場合における法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>									
<p>長期優良住宅建築等計画における認定計画実施者の地位の承継承認申請手数料</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料</p>									
<p>一件につき 三、〇〇〇円</p>	<p>一件につき 三、〇〇〇円</p>									
<p>申請のとき</p>	<p>申請のとき</p>									

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十四号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一百三十二条第二項の表宝満川上流流域下水道の項中「筑紫野市」を「筑紫野市 太宰府市」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十五号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条総務部の項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十六号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表二の項中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。